

## 利用規約

本規約は、名古屋商工会議所をはじめとした愛知県内22の商工会議所及び浜松・岐阜・四日市商工会議所（以下、「主催者」とします）が、「アライアンス・パートナー発掘市」（以下、「本事業」とします）を開催するにあたり、エントリー企業に遵守していただく事項を定めたものです。

### 第1条 参加資格について

1. 主催者のいずれかの会員であって、本規約をご承諾いただいた方  
※参加者が所属商工会議所の会員でなくなった場合は、本事業への参加資格を失います
2. 商取引においてトラブル等問題をおこす恐れのない方
3. 公の秩序又は善良の風俗に反しない方
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員、若しくは関係者でない方
5. 宗教活動、政治活動に利用しない方

### 第2条 エントリー（参加申込）について

1. エントリーは、1企業あたり1エントリーとします。  
※複数の主催商工会議所に入会していても、1エントリーとします。
2. エントリーの際に記載された情報は本事業の運営のために利用する他、主催者が実施する各種事業の企画・案内・情報提供に利用することがあります。

### 第3条 商談申込・回答について

1. エントリー企業は、商談の申込みができると同時に、他社からの商談申込の対象となります。実際に商談を受けるかどうかは、エントリー企業自身の判断となります。
2. エントリー企業との面談は、商談の申込みをいただいてもご希望に沿えない場合があります。
3. 商談の申込みは、エントリー企業1社あたり最大10社までとします。但し、他のエントリー企業から商談の申込み（引き合い）を受けた場合は、上記の10社枠に含みません。

### 第4条 商談について

1. 商談時間は、最大20分までとします。
2. 個別の商談内容および本事業をきっかけに発生した当事者間の紛争に、主催者は一切責任を負いかねます。

### 第5条 商談申込み・回答後のキャンセルについて

商談申込み・回答後のキャンセルや当日欠席、遅刻、途中退場等は相手先の企業に多大なご迷惑をおかけすることになりますので、次回以降の参加をお断りすることがあります。

## 第6条 参加の拒否について

エントリー企業が次の（１）～（３）のいずれかに該当すると判断した場合、主催者は参加をお断りする場合があります。

- （１） ご利用規約等に記載された規則に違反した場合
- （２） 事業内容等が本商談会に不適切、または社会正義に反するものである場合
- （３） 信用状況の悪化または法令違反により処罰を受けたこと等により、本商談会への参加が不適切であると判断した場合

## 第7条 免責事項について

1. 本事業の参加に起因して、参加企業と他の参加企業又は第三者との間で紛争が発生した場合には、当該参加企業が責任と費用をもって解決するものとし、主催者がいかなる責任も負わないものとします。
2. 主催者は、エントリー企業が本事業の参加によって、他のエントリー企業や第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わないものとします。
3. 主催者は、エントリー企業が本事業を通じて得る情報などについて、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行わないものとします。
4. 主催者、エントリー企業や同企業に所属する個人又は第三者の管理不十分によるID・パスワードの漏洩、不正使用などから生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
5. 主催者は、緊急事態等不測の事態が生じ、本事業が行えなくなった場合、その一切の責任を負わないものとします。

## 第8条 損害賠償の請求について

エントリー企業又は第三者が本規約に反した行為又は不正若しくは違法に本事業を利用することにより、主催者に損害を与えた場合、主催者は該当企業又は個人に対して、相応の損害賠償の請求（弁護士費用を含む）を行うことができることとします。

附 則 本規約は、令和6年4月8日（月）から施行します。

以上